

大津市と成安造形大学との協力に関する協定書

大津市（以下「甲」という。）の古都指定を契機とした風格あるまちづくりを推進するため、甲と学校法人京都成安学園成安造形大学（以下「乙」という。）とは、甲、乙、市民団体、地域住民、企業等が実施するまちづくりに関する事業又は活動等（以下「まちづくり事業等」という。）における甲と乙との協力に関する基本的な事項を定めるとともに、その協力体制の拡充を図り、もって地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、まちづくり事業等における乙の人的支援及び知的支援をはじめ、まちづくり事業等の企画、実施等における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、まちづくり事業等の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業について連携し、協力するものとする。

- (1) 産業振興に関する事業
- (2) 生涯学習に関する事業
- (3) 世代間交流に資する事業
- (4) 地域の活性化に資する事業
- (5) 景観形成に資する事業
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、まちづくり事業等における甲と乙との協力に関し必要な事項については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年3月29日

大津市御陵町3番1号
甲 大津市

大津市長 目片 信

大津市仰木の里東四丁目3番1号
乙 学校法人京都成安学園 成安造形大学

学長 木村 至宏